世界文化遺産登録推進に向けた古市古墳群緩衝地帯における

屋外広告物規制について

１．諮問内容

　　　藤井寺市、羽曳野市にまたがる古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物規制の内容については、大阪府において所管する屋外広告物条例が適用されることとなり、規制内容を検討する必要があり、諮問する。

２．世界文化遺産登録に向けた動き、今後の目標

　　平成22年11月　ユネスコ世界遺産暫定一覧表に記載

　　平成23年5月　百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議を設置

　　　　　　　　　（大阪府知事、堺市長、羽曳野市長、藤井寺市長等で構成）

　　平成27年度　　　　ユネスコ世界遺産センターへの政府からの推薦（目標）

　　平成29年度　　　　世界文化遺産登録（目標）

３．世界文化遺産登録に向けた概要（別紙１　推薦書の概要）

　（１）資産の概要

　（２）顕著な普遍的価値の証明

　（３）保存管理

　　　①資産範囲として保護管理

　　　②緩衝地帯の設定による広域的な保全（別紙２－１、２－２）

４．緩衝地帯における規制方針（別紙３）

（平成26年4月14日　世界文化遺産登録推進本部会議にて確認）

　（１）建築物の高さ（市が高度地区として都市計画決定）

　（２）建築物の形態意匠（市が景観地区として決定）

　（３）屋外広告物（府屋外広告物条例による規制）

５．大阪府屋外広告物条例による規制

　　羽曳野市、藤井寺市はいずれも、大阪府屋外広告物条例の所管するエリア。

　　両市の景観計画により位置づけられた緩衝地帯のエリアを、古市古墳群周辺区域として新たに表示制限区域とし、許可基準を策定する。許可基準は、「４．緩衝地帯における規制方針」を検討の素案とする。

６．検討の観点

　「緩衝地帯における規制方針」は景観および屋外広告物規制の観点から妥当か